

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人まこと（以下「当法人」という。）職員就業規則34条に基づき、職員の給与に関する必要な事項を定める。

(給与の決定)

第2条 職員の給与は、理事長がこれを決定するものとする。

(給与の種類)

第3条 職員の給与は、基本給及び次に掲げる諸手当とする。

- (1) 通勤手当
- (2) 時間外勤務手当
- (3) 管理職手当
- (4) 主任手当、及び副主任手当
- (5) 交代勤務手当
- (6) 資格手当
- (7) ケアプラン管理手当
- (8) 調整手当
- (9) 処遇改善手当
- (10) 夜間勤務手当
- (11) 宿直手当
- (12) 年末年始勤務手当
- (13) 期末手当
- (14) 住宅手当
- (15) 特殊業務手当
- (16) オンコール手当

(給与の支払方法)

第4条 給与は、通貨で直接職員に支払わなければならない。

2 前項の規程にかかわらず、職員から指定する金融機関への口座振込の申し出がある場合は、この限りではない。

3 次に掲げるものについては、給与を支払うときに控除する。

- (1) 源泉所得税
- (2) 住民税（市町村民税及び都道府県民税）
- (3) 雇用保険料
- (4) 健康保険料（介護保険料を含む）
- (5) 厚生年金保険料
- (6) 職員との協定により控除対象としたもの

(給与の支払い)

第5条 給与の計算期間は、月の1日から末日までとする。

2 新たに職員となった者には、その日から給与を支給する。

3 職員が退職したときは、その日までの給与を支給する。ただし、職員が死亡したときは、その月分の給与を支給する。

(給与の計算方法)

第6条 職員が欠勤、遅刻、早退、私用外出のため業務に従事しなかった場合は、その従事しなかった時間に対する給与は支給しない。

2 前項若しくは第12条における時間の合計に、1時間未満の端数がある場合には、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

3 この規程による給与の計算においては、円未満の端数を生じるときは、四捨五入する。

(給与及び期末手当の支払日)

第7条 給与（期末手当を除く。以下同じ。）の支払日は、毎月20日とする。

- 2 前項の支払日が金融機関の休業日にあたる時は、その直前の金融機関の営業日とする。
- 3 期末手当の支払日は、別表6の期末手当のとおりとする。ただし、支払日が金融機関の休業日にあたる時は、その直前の金融機関の営業日とする。

第2章 基本給

（基本給）

第8条 この規程における基本給とは、正規の勤務時間による勤務に対する報酬である。

- 2 基本給は、月額とし、別表1の職員給料表に定める額とする。ただし、臨時職員及び非常勤職員については、日額又は時間給にすることができる。
- 3 新規採用時の基本給は、別表3の初任給基準表のとおりとする。ただし、特に経験を有する者については、別表4の前歴換算表により決定することができるものとする。
- 4 前項ただし書については、他の職員との均衡を著しく失う場合は、この限りではない。
- 5 職員の等級については、別表5の職員給料表運用表に基づき、決定するものとする。
- 6 採用に関しては、特に経験、資格を有するものは前歴換算表の換算を超えて、他の職員と著しい不均衡を生じない範囲で、基本給を決定することができるものとする。

（昇格及び昇給）

第9条 職員を昇格（職員の職務の級をその上位の級に変更することをいう。以下同じ。）させるには、させようとする職務の級に適すると認められる場合に限る。

- 2 職員を昇格させる場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、上位の等級の直近上位の号給とすることができる。ただし、理事長が認めた場合にはその限りではない。
- 3 職員の昇給は、昇給日前1年間における、その者の勤務成績に応じて行うものとする。ただし、就業規則第8条により新たな職位に任用された場合もしくは職種を変更された場合等はその限りではない。
- 4 前項の規定により職員を昇給させる場合の号給数は、前項の規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給号給数を3号給とすることを標準として別表8の昇給号給数に定める基準に従い業績により理事長が決定するものとする。ただし、満55歳に達した者については、その翌年度以降の昇給号数は1号給とすることを標準とする。尚、就業規則第8条により新たな職位に任用された場合もしくは職種を変更された場合等はその限りではない。
- 5 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことが出来ない。
- 6 職員の昇給は、定年の前年までとする。ただし、理事長が認めた場合にはその限りではない。
- 7 職員の昇給は、予算の範囲内で行うものとする。

（昇格及び昇給の時期）

第10条 前条に規定する昇格及び昇給の時期は、毎年4月1日とする。ただし、就業規則第8条により新たな職位に任用された場合もしくは職種を変更された場合等はその都度行うものとする。

（降格及び降給）

第11条 職員が就業規則第8条により職位を解任された場合もしくは職種を変更された場合等はそれに応じた職務の級へ降格（職員の職務の級をその下位の級に変更することをいう。以下同じ。）させることができる。

- 2 職員の降格及び降給は、職位を解任された場合もしくは職種を変更された場合等に限り行うことができる。
- 3 前項の規定により職員を降格及び降給させる場合は、新たな職位・職種に適用される給料表の別に応じた等級並びに号給数とすることができる。尚、解任により降給させる場合の号給数は、その者が職位に任用される前の等級並びに号給数に職位在任期間の昇給分を加えた号給数を標準として理事長が決定するものとする。

（降格及び降給の時期）

第12条 前条に規定する降格及び降給の時期は就業規則第8条により職員が職位を解任された場合もしくは職種を変更された場合等、その都度行うものとする。

第3章 諸手当

（通勤手当）

第13条 通勤手当は、通勤距離が2km以上である職員に対して支給する。

- (1) 公共の交通機関を利用する職員 月額 16,000円以内
- (2) 自動車等の交通用具を利用する職員
 - ①通勤距離が片道2kmから5km未満 月額 2,000円

②通勤距離が片道5 kmから10 km未満	月額	4,200円
③通勤距離が片道10 kmから15 km未満	月額	7,100円
④通勤距離が片道15 kmから20 km未満	月額	10,000円
⑤通勤距離が片道20 km以上	月額	12,900円

(時間外勤務手当)

第14条 所定の勤務時間を超えて勤務を命ぜられた職員に対しては、時間外勤務手当を支給する。

2 前項の規程は第13条に基づく管理職手当の支給を受ける職員には適用しないものとする。

3 時間外勤務手当の額は、次のとおりとする。

(1) 時間外労働割増

① (1か月60時間以下の時間外労働の場合)

(基本給+諸手当) ÷ 1ヵ月間平均所定労働時間数 × 1.25 × 時間外労働時間数

② (1か月60時間を超える時間外労働の場合)

(基本給+諸手当) ÷ 1ヵ月間平均所定労働時間数 × 1.50 × 時間外労働時間数

(2) 休日労働割増(所定の休日に勤務した場合)

(基本給+諸手当) ÷ 1ヵ月間平均所定労働時間数 × 1.35 × 休日労働時間数

(3) 深夜労働割増(午後10時00分～午前5時00分までの間に勤務した場合)

(基本給+諸手当) ÷ 1ヵ月間平均所定労働時間数 × 0.25 × 深夜労働時間数

4 前項の1ヵ月平均所定労働時間数は、次の数式により計算する。

$(365 \text{ 日} - \text{年間所定休日数}) \times 1 \text{ 日の所定労働時間数} \div 12 \text{ ヶ月}$

5 第3項に規定する割増賃金の時間単価を計算するときの諸手当から、通勤手当、交代勤務手当、住宅手当、臨時に支払われた賃金(宿直手当、夜間勤務手当、年末年始勤務手当)、1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金(期末手当)を除外する。

(管理職手当)

第15条 管理職手当は、管理監督者の地位にある職員に対して支給する。

2 管理職手当の月額を、次のとおりとする。

(1) 本部長 月額 60,000円

(2) 施設長 月額 50,000円

(3) 管理者 月額 50,000円

(4) 事務長 月額 40,000円

(5) 副施設長 月額 35,000円

(6) 副管理者 月額 35,000円

(7) 統括長 月額 30,000円

3 兼務する場合は、主たる業務職について支給するものとし、重複して支給しない。

(主任手当、及び副主任手当)

第16条 主任手当及び副主任手当は、主任及び副主任の職にある職員並びにその職に準ずる職員に対して支給する。

2 主任手当の月額は、15,000円とする。

3 副主任手当の月額は、別表9に定める副主任手当表のとおりとする。但し、重複して支給しない。

4 主任手当及び副主任手当は第13条に掲げる管理職手当を支給されている者には支給しない。

(交代勤務手当)

第17条 当法人の運営する全ての事業において、12月31日から翌年1月3日を除く土日に勤務した職員に対して、交代勤務手当を支給する。

- 2 交代勤務手当の額は、次の通りとする。 日額 1,000円
- 3 勤務時間が8時間に満たない場合には、時間按分して支給するものとする。
- 4 2日にわたる夜間勤務については、1日と見なすものとする。
- 5 土日をまたぐ勤務については対象日に勤務開始した者を対象とする。

(資格手当)

第18条 資格手当は月額とし、別表2の資格手当表に定める資格、定める額とする。

- 2 資格手当は職務に関するものとし、重複して支給しない。
- 3 職務に関する資格は、別表13に定める職務に関する資格一覧のとおりとする。但し、介護職員で、12,000円以上の手当資格を保有する者については、介護福祉士資格を支給する。
- 4 兼務する者並びに複数の資格を有する者については、最上位資格を適用する。

(ケアプラン管理手当)

第19条 利用者のケアプランを統括する職員に対して、ケアプラン管理手当を支給する。

- 2 ケアプラン管理手当の月額、別表10に定めるケアプラン管理手当表のとおりとする。
- 3 ケアプラン管理手当は第13条に掲げる管理職手当を支給されている者には支給しない。但し、理事長が認める場合はその限りではない。

(調整手当)

第20条 職員の勤務実態に応じ施設が必要と認めた場合に、月額40,000円を限度とし支給する。

- 2 調整手当は第13条に掲げる管理職手当を支給されている者には支給しない。但し、理事長が認める場合はその限りではない。

(処遇改善手当)

第21条 国が算定する介護職員等処遇改善加算により介護業務等に従事する職員に対して処遇改善手当を支給する。支給については、対象期間中の加算金額の確定後、その支給額を決定し支給する。当該加算終了時にこの処遇改善手当は廃止する。なお、この規程に定めるもののほか、支給に関し必要な事項は理事長が定める。

(夜間勤務手当)

第22条 夜間勤務手当は、深夜労働時間を通して勤務をした職員に対する深夜割増額を含んだ手当として、勤務1回について8,000円とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、1回の夜間勤務において、深夜割増額の総額が8,000円を超える場合は、超えた金額を支給する。

(宿直手当)

第23条 宿直手当は、宿直業務をした職員に対して、勤務1回について5,000円とする。

(年末年始勤務手当)

第24条 年末年始勤務手当は、12月31日から翌年1月3日までの間に勤務した職員に対し、日額10,000円を支給する。

- 2 2日にわたる夜間勤務については、1日と見なすものとする。
- 3 勤務時間が8時間に満たない場合には、時間按分して支給するものとする。
- 4 宿直業務をした場合は、手当額の50%を支給するものとする。

(期末手当)

第25条 期末手当は、6月、12月に当法人の業績に応じて支給する。

- 2 期末手当の年間支給総額は、基本給、資格手当、ケアプラン管理手当、管理職手当、主任・副主任手当、及び特殊業務手当の原則4.4月以内とする。

- 3 期末手当の算定期間及び算定割合については、別表6のとおりとする。
- 4 期末手当の支給割合については、別表7のとおりとする。
- 5 期末手当の支給額は、職員の勤務成績、出勤率、貢献度等を考慮して、理事長が決定する。
- 6 期末手当は、次の事由に該当するものには支給しないものとする。
 - (1) 中途採用した職員で在籍2ヵ月未満の者
 - (2) 期末手当支給日に職員として在籍していない者
(住宅手当)

第26条 住宅手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

自ら居住するために住居(貸間を含む)を借り受け、月額1万2,000円を越える家賃を支払っている職員で世帯主である者

2 住宅手当の月額、次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額とする。

(1) 月額2万3,000円以下の家賃を支払っている職員

家賃の月額から1万2,000円を控除した額

(2) 月額2万3,000円を越える家賃を支払っている職員

家賃の月額から2万3,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が9,000円を超えるときは、9,000円)を1万1,000円に加算した額

3 職員は、新たに第24条第1項の要件を具備するに至ったときは、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、法人が定める様式の住宅手当申請書により届け出なければならない。住宅手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額、住宅の所有関係等に変更があった場合についても、同様とする。

4 住宅手当の支給は、職員が新たに第24条第1項の要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、住宅手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

5 職員の不正により住宅手当が支給された場合には、既に支給した分を過去に遡って返納させるものとする。

(特殊業務手当)

第27条 特殊業務手当は、困難な業務、その他特殊な業務に従事する職員に対して支給する。なお、この規程に定めるもののほか、支給に関し必要な事項は理事長が定める。

2 特殊業務手当は、別表11に定める特殊業務手当表のとおりとし、兼務する場合は支給しない。

3 特殊業務手当は、第13条に掲げる管理職手当を支給されている者には支給しない。但し、理事長が認める場合はその限りではない。

(オンコール手当)

第28条 当法人の運営する事業所において24時間連絡できる体制を提供するために待機した職員に対してオンコール手当を支給する。

2 オンコール手当は、待機していたことに対する手当とし、オンコールにより出務した場合は、出務することが必要であると認めた場合のみ別に時間外手当を支給する。

3 オンコール手当の支給は、別表12に定めるオンコール手当表のとおりとする。但し、1回の待機時間は4時間以上とし、1回分を交代した場合は待機時間にて按分する。

4 オンコール手当は第13条に掲げる管理職手当を支給されている者には支給しない。

第 4 章 退 職 金

(退職金)

第29条 職員の退職金の支給については、独立行政法人福祉医療機構の退職共済制度による。

2 平成18年4月1日以降に雇用した職員に関しては独立行政法人福祉医療機構の退職共済制度により算定される退職金と同額を支給する。

- 3 平成18年3月31日において、独立行政法人福祉医療機構の退職共済制度の対象とならないパート職員、臨時職員、嘱託職員に関しては退職金を支給しない。

第5章 雑 則

(実施規程)

第30条 この規程の施行に関し、必要な事項は、別に理事長が定める。

(規程の改廃)

第31条 この規程を改廃する場合は、職員の意見を聞き、理事会に諮るものとする。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年9月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年6月1日から施行する。

この規程は平成26年5月28日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

この規程は公布の日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は公布の日から施行し、令和2年12月1日から適用する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

この規程は公布の日から施行し、令和6年6月1日から適用する。

別表1 職員給料表

(単位：円)

号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	-		178,100	211,700	228,700	248,700
2			179,800	213,600	230,800	250,800
3			181,500	215,500	233,000	252,900
4			183,200	217,500	235,200	255,100
5		164,600	185,000	219,500	237,400	257,300
6		166,200	186,700	221,500	239,600	259,500
7		167,800	188,500	223,500	241,800	261,700
8		169,500	190,300	225,600	244,000	263,900
9		171,200	192,100	227,700	246,200	266,100
10		172,900	193,800	229,800	248,300	268,300
11		174,600	195,600	231,900	250,400	270,500
12		176,300	197,400	234,100	252,500	272,700
13		178,100	199,200	236,300	254,500	274,900
14		179,600	201,000	238,400	256,500	277,100
15		181,100	202,900	240,600	258,600	279,300
16		182,500	204,800	242,800	260,700	281,500
17		183,900	206,700	245,000	262,800	283,700
18		185,200	208,600	247,100	264,900	285,900
19		186,500	210,500	249,200	267,000	288,200
20		187,800	212,400	251,200	269,100	290,500
21		189,100	214,300	253,200	271,200	292,800
22		190,400	216,200	255,300	273,300	295,100
23	151,600	191,700	218,100	257,400	275,400	297,400
24	153,000	193,000	220,000	259,400	277,500	299,600
25	154,500	194,300	221,900	261,400	279,500	301,800
26	156,000	195,600	223,700	263,400	281,600	304,000
27	157,500	196,800	225,500	265,400	283,700	306,200
28	159,000	198,000	227,300	267,400	285,700	308,500
29	160,600	199,200	229,100	269,400	287,700	310,800
30	161,700	200,400	230,700	271,400	289,800	313,000
31	162,800	201,600	232,300	273,400	291,800	315,200
32	163,900	202,800	233,800	275,400	293,800	317,500
33	165,000	204,000	235,300	277,300	295,800	319,800
34	165,900	205,100	236,900	279,300	297,900	322,000
35	166,800	206,200	238,500	281,200	299,900	324,200
36	167,700	207,300	240,000	283,100	301,900	326,500
37	168,500	208,300	241,500	285,000	303,900	328,800
38	169,300	209,400	243,000	286,900	305,900	331,000
39	170,100	210,500	244,500	288,800	307,900	333,200
40	170,900	211,500	246,000	290,700	309,800	335,500
41	171,600	212,500	247,500	292,500	311,700	337,800
42	172,300	213,600	248,900	294,300	313,500	340,100
43	173,000	214,600	250,300	296,100	315,300	342,300
44	173,700	215,600	251,600	297,800	317,100	344,500
45	174,300	216,600	252,900	299,500	318,900	346,700
号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級

46	175,000	217,600	254,300	301,200	320,700	348,900
47	175,700	218,600	255,600	302,900	322,500	351,100
48	176,300	219,700	256,900	304,600	324,300	353,200
49	176,900	220,800	258,200	306,300	326,100	355,300
50	177,400	221,600	259,500	308,000	327,900	357,500
51	177,900	222,400	260,700	309,700	329,600	359,600
52	178,400	223,100	261,900	311,300	331,300	361,700
53	178,900	223,800	263,100	312,900	333,000	363,800
54	179,400	224,600	264,400	314,400	334,400	365,700
55	179,900	225,300	265,600	315,900	335,800	367,500
56	180,400	226,000	266,800	317,400	337,100	369,300
57	180,900	226,700	268,000	318,800	338,400	371,100
58	181,300	227,400	269,100	320,200	339,600	372,500
59	181,700	228,100	270,200	321,500	340,800	373,900
60	182,100	228,900	271,300	322,800	341,900	375,200
61	182,400	229,700	272,300	324,100	343,000	376,500
62		230,400	273,300	325,000	344,000	377,700
63		231,100	274,300	325,900	345,000	378,900
64		231,800	275,300	326,800	345,900	380,100
65		232,500	276,200	327,700	346,800	381,300
66		233,200	277,100	328,500	347,600	382,200
67		233,900	278,000	329,300	348,400	383,000
68		234,600	278,900	330,100	349,200	383,800
69		235,300	279,800	330,900	350,000	384,600
70		235,800	280,600	331,700	350,700	385,400
71		236,300	281,400	332,500	351,400	386,200
72		236,700	282,200	333,200	352,100	387,100
73		237,100	282,900	333,900	352,800	388,000
74			283,500	334,500	353,500	388,800
75			284,100	335,100	354,200	389,600
76			284,700	335,600	354,900	390,400
77			285,200	336,100	355,500	391,200
78			285,700	336,700	356,100	392,000
79			286,200	337,300	356,700	392,800
80			286,600	337,800	357,300	393,700
81			287,000	338,300	357,900	394,600
82			287,400	338,900	358,500	395,500
83			287,900	339,500	359,100	396,300
84			288,400	340,000	359,700	397,100
85			288,900	340,500	360,400	397,900
86			289,400	341,100	361,000	398,700
87			289,900	341,700	361,600	399,500
88			290,300	342,200	362,200	400,300
89			290,700	342,700	362,800	401,100
90			291,200	343,300	363,400	401,900
91			291,700	343,800	364,000	402,700
92			292,200	344,300	364,600	403,600
号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
93			292,700	344,800	365,300	404,500

94			293,200	345,300	365,900	405,300
95			293,700	345,900	366,500	406,100
96			294,200	346,500	367,100	407,000
97			294,600	347,100	367,800	407,900
98			295,100	347,700	368,400	408,800
99			295,500	348,200	369,000	409,600
100			295,900	348,700	369,700	410,400
101			296,300	349,200	370,400	411,200
102			296,700	349,700	371,000	
103			297,100	350,200	371,600	
104			297,600	350,800	372,300	
105			298,100	351,400	373,000	
106			298,500	351,900	373,600	
107			299,000	352,400	374,200	
108			299,500	353,000	374,900	
109			300,000	353,600	375,600	
110			300,500		376,200	
111			301,000		376,800	
112			301,500		377,500	
113			301,900		378,200	
114			302,400			
115			302,900			
116			303,400			
117			303,800			
118			304,300			
119			304,800			
120			305,200			
121			305,600			
122			306,100			
123			306,600			
124			307,000			
125			307,400			

別表2 資格手当表

資格	月額
主任介護支援専門員	30,000
社会福祉士、介護支援専門員(有効期限の有効者のみ)	20,000
看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士	14,000
介護福祉士、准看護師、日商簿記1級	12,000
社会福祉主事任用資格、栄養士、日商簿記2級、HH1級	8,000
HH2級、初任者研修、日商簿記3級	4,000

別表3 初任給基準表

職 種	学 歴	初 任 給
生活相談員 介護職員 介護支援専門員 事務員	高 卒	1 級 2 3 号
	短 大 卒	1 級 3 5 号
	大 卒 (一般)	1 級 3 7 号
	大 学 (社会福祉士)	1 級 4 2 号
理学療法士 作業療法士	3 年 卒	2 級 1 6 号
	大 卒	2 級 2 0 号
看護職員	准 看 護 師	1 級 3 4 号
	看 護 師	2 級 2 1 号
管理栄養士	大 卒	2 級 2 2 号

別表4 前歴換算表

前 歴		換 算 率
1. 同種の社会福祉施設の職員としての在任期間	職員の職務とその種類が同一の職務に従事した期間	90%以下
	その他の期間	50%以下
2. 1以外の社会福祉施設の職員としての在職期間	職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間	60%以下
	その他の期間	30%以下
3. 民間における企業体・団体などの職員としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	30%以下
	その他の期間	20%以下

別表5 職員給料表運用表

職 名	運 用 基 準
本部長	5 ～ 6 級
施設長	5 ～ 6 級
管理者	4 ～ 5 級
事務長	4 ～ 5 級
副施設長	3 ～ 5 級
副管理者	3 ～ 5 級
統括長	3 ～ 5 級
居宅事業所管理者	3 ～ 5 級
主任	3 ～ 5 級
副主任(副主任に準じる者)	2 ～ 4 級
生活相談員	2 ～ 4 級
介護支援専門員(専従)	2 ～ 4 級
管理栄養士	2 ～ 4 級
機能訓練指導員(専従)	2 ～ 4 級
その他の職員	1 ～ 3 級

別表6 期末手当

区分	算定期間	支給日	支給割合
夏期手当	前年10月1日から3月31日	6月30日	50%
年末手当	4月1日から9月30日	12月15日	50%

別表7 期末手当支給率表

区 分	6ヶ月 以上	5ヶ月 以上	4ヶ月 以上	3ヵ月 以上	2ヵ月 以上	2ヶ月 未満
夏期手当	100%	80%	60%	40%	30%	—
年末手当	100%	80%	60%	40%	30%	—

別表8 昇級号給数

昇級区分	A	B	C	D	E	F
号給数	5	4	3	2	1	0

別表9 副主任手当表

手当種類	職種等	金額
副主任手当1	豊岡にて副主任として従事 寒川フロア責任者 栄養部門責任者 事務部門責任者	10,000円
副主任手当2	寒川ユニットリーダー 寒川看護リーダー	7,000円

別表10 ケアプラン管理手当表

事業所名	職種	金額
特別養護老人ホームしあわせの家	介護支援専門員	8,000円
	機能訓練指導員	5,000円
	管理栄養士	5,000円
特別養護老人ホームしあわせの家寒川	介護支援専門員	4,000円
	管理栄養士	3,000円
デイサービスセンターしあわせの家	機能訓練指導員	5,000円
居宅介護支援事業所しあわせの家	介護支援専門員	5,000円

別表1-1 特殊業務手当表

事業所名	職種	金額
特別養護老人ホームしあわせの家	生活相談員	10,000円
特別養護老人ホームしあわせの家寒川	生活相談員	10,000円
ショートステイしあわせの家	生活相談員	10,000円
デイサービスセンターしあわせの家	生活相談員	10,000円
デイサービスセンターしあわせの家寒川	生活相談員	10,000円

別表1-2 オンコール手当表

事業所名	職種	支給単位	支給額
特別養護老人ホームしあわせの家	看護職員	1回につき	1,500円
	生活相談員・介護職員	1回につき	400円
特別養護老人ホームしあわせの家寒川	看護職員	1回につき	1,000円
	生活相談員・介護職員	1回につき	400円
ショートステイしあわせの家	生活相談員	1回につき	100円
ショートステイしあわせの家寒川	生活相談員	1回につき	100円
デイサービスセンターしあわせの家	生活相談員・介護職員	1回につき	100円
	介護職員(待機者)	1回につき	400円
デイサービスセンターしあわせの家寒川	生活相談員・介護職員	1回につき	100円
居宅介護支援事業所しあわせの家	介護支援専門員	1月につき	2,000円

別表1-3 職務に関する資格一覧

職名	資格名
管理監督の地位にある者	主任介護支援専門員を除く別表2全ての資格
居宅管理者	別表2全ての資格
生活相談員	主任介護支援専門員を除く別表2全ての資格
介護支援専門員	介護支援専門員
機能訓練指導員	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師
管理栄養士	管理栄養士
栄養士	栄養士
事務職員	日商簿記1級、日商簿記2級、日商簿記3級
介護職員	介護福祉士、HH1級、HH2級、初任者研修、看護師、准看護師
看護職員	看護師、准看護師